

総務委員会会議記録（第1号）

令和6年 6月27日

福島県議会

1 日時

令和6年 6月27日(木曜)

午前 10時59分 開会

午後 2時20分 散会

2 場所

総務委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」のとおり

4 出席委員

委員長	高 宮 光 敏	副委員長	渡 辺 康 平
委員	渡 辺 義 信	委員	宮 川 えみ子
委員	古 市 三 久	委員	水 野 さちこ
委員	三 村 博 隆	委員	江 花 圭 司
委員	猪 俣 明 伸		

5 議事の経過概要

(午前 10時59分 開会)

高宮光敏委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより総務委員会を開会する。

初めに、会議録署名委員の指名については、委員長指名で異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、水野さちこ委員、古市三久委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第1号のうち本委員会所管  
分外9件、議員提出議案第37号外3件及び請願3件である。

また、「陳情一覧表」を手元に配付している。

続いて、審査日程については、手元に配付の審査日程（案）のとおり進めたいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのように進める。

これより総務部の審査に入る。

この際、本委員会の担当書記に異動があったので紹介する。

議事課齋藤委員会係長である。

政務調査課鈴木主査である。

続いて、先般の人事異動により執行部側に異動があったので、新任者の紹介を願う。

（次長以上の新任者自己紹介）

高宮光敏委員長

以上で紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外7件を一括議題とする。

直ちに、総務部長の説明を求める。

総務部長

（別紙「6月県議会定例会総務委員会総務部長説明要旨」説明）

高宮光敏委員長

続いて、総務課長の説明を求める。

総務課長

（別紙「議案説明資料」説明）

高宮光敏委員長

続いて、税務課長の説明を求める。

税務課長

（別紙「議案説明資料」説明）

高宮光敏委員長

続いて、人事課長の説明を求める。

人事課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

続いて、福利厚生室長の説明を求める。

福利厚生室長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

続いて、市町村行政課長の説明を求める。

市町村行政課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

江花圭司委員

県税条例の一部を改正する条例について、総39ページの議案第2号と総60ページの議案第25号との違いを聞く。

税務課長

条例等の施行日が令和6年4月1日の場合は、6月定例会前から効力が発生するため専決処分により対応している。一方、議案第2号は、条例等の施行日が令和7年4月1日、8年4月1日など6月定例会後に効力が発生するため議案としており、条例等の施行日によって専決処分とするか定例会で議決を求めるかを決めている。

江花圭司委員

定例会の会期と条例等の施行日の関係から専決にするかを決めているとの答弁であったが、議案の内容は加味されないのか。

税務課長

地方税法の一部改正に伴う条例改正であり、かつ、今回のように条例の施行日が6月定例会前の場合は専決により対応している。事例は少ないと思うが、法改正を伴わず条例改正のみの場合の専決処分は不適と考えているため、その場合は

議案として上程する。

江花圭司委員

北塩原村で北塩原村税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めたことをきっかけに、専決処分の不承認、首長の辞職勧告決議にまで及んだため質問した。趣旨にかかわらず期日のみを理由とした専決処分は議会軽視となると危惧しており、県内の地方自治体でこうした事例が起きているため、事前に専決の趣旨を正副委員長に丁寧に説明してほしい。

宮川えみ子委員

議案第2号について、地方税法改正に伴い県税収入が増減すると思うが、どのように調整されるのか。

税務課長

地方税法改正の大半は特例措置等の延長であるが、その場合の税収は現状維持となるため年度の収入額に大きな影響はないと考えている。しかし、今回の改正は、特例措置等の延長ではなく外形標準課税の適用対象法人の見直し新制度の導入であることから、税収に影響を与える改正となる。法人事業税については、県内の対象法人を調査したところ1、2社程度であり、税額にはそれほど影響はないと考えている。また、軽油引取税については、県内の自家用プレジャーボートの数は承知していないが、それほど大きな課税免除額ではないため、税収も何億円単位の増収になるとは考えていない。

宮川えみ子委員

総60ページの議案第25号の2(3)地方消費税について、国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行うことについて、詳細な説明を求める。

税務課長

例えば、県民がAmazonなどの国外事業者を介して映像や音楽を購入、視聴する場合、これまでは課税対象とすることが難しかったが、改正により国税庁長官の指定を受けた国外事業者も課税対象となる。あわせて、地方消費税についてもこれまで課税されていなかった国外事業者が特別徴収義務者となり今後は課税される。

宮川えみ子委員

県の税収が上がるのか。

税務課長

今までは徴収できなかった地方消費税分が増収となるものの、県民がどの程度Amazon等を利用しているか把握できていないため、増収見込額は算定していない。

宮川えみ子委員

総79ページの議案第8号について、戸籍とマイナンバーを結びつけるという改正内容か。

市町村行政課長

委員指摘のとおりである。これまでマイナンバーカードや公的個人認証サービスは、住民票の氏名、生年月日、性別、住所などの本人確認情報と連携されていたため、国外へ転出した場合は、住民基本台帳から除かれてマイナンバーカードが失効したり、公的個人認証サービスが利用できなくなったりしていた。先般のマイナンバー法改正により、国外転出者は戸籍の附票情報と連携することとなり、引き続きマイナンバーカードの保有や海外における公的個人認証サービスの利用ニーズにかなう改正が行われた。この法改正に関連する条例改正を行うものである。

宮川えみ子委員

利用方法は理解したが、今まで連携されていなかった戸籍の附票情報と連動するとの理解でよいか。

市町村行政課長

委員指摘のとおりである。

古市三久委員

総39ページ議案第2号の2(1)法人事業税について、会社が賃金を1.5%以上増加させた場合に対象となると理解したが、県内企業で該当するのは1、2社のみという理解でよいか。

税務課長

(1)アにおける外形標準課税の対象法人が1、2社程度と想定しており、(1)イについては、外形標準課税の対象である資本金1億円以下の法人で縛ると県内では1、2社であろうと推定している。また、そのうち何社が賃金を1.5%増加したかまでは把握していない。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

古市三久委員

本県の森林環境税については、以前、令和3年度以降の在り方について県地方税制等検討会で様々議論された。ほかの都道府県の課税額は500～1,000円で今年度から国も徴収するようになった。検討会の答申には、税の名称を見直したらどうか、さらには二重課税ではないかとの指摘もあるが、その辺りは検討したのか。

税務課長

森林環境税については、令和3～7年度も継続して課税する。今年度、県森林審議会でも森林環境税の在り方を検討し、その結果を受け、委員指摘の地方税制等検討会の中で次期以降の森林環境税の在り方や名称について整理していく。

古市三久委員

令和2年9月に、地方税制等検討会の報告書で税の在り方等を検討すべきと指摘されている。これまで検討していなかったが、これから農林水産部所管の審議会でも税の在り方等について議論するということか。国の森林環境税の使い方と県で徴収した場合の使い方をはっきり区別し、分かりやすく県民に理解してもらわないと、双方から徴収されるとのイメージだけが先行してしまう。税務課で議論する問題かは分からないが、しっかり県民に理解してもらわなければならないと思う。ぜひ農林水産部と連携してきちんと協議し、県民に誤解を招かれない税制にしてほしいが、その点について答弁願う。

税務課長

今後、農林水産部が所管する森林審議会でも税の在り方や用途等が検討されていくと承知している。その内容を受けて県民の理解を得られるようしっかり検討していく。

古市三久委員

地方税制等検討会で出された意見は農林水産部も承知しているか。

税務課長

地方税制等検討会の結果については農林水産部に伝えている。

古市三久委員

農林水産部では検討結果を承知しているとの理解でよいか。

税務課長

委員指摘のとおりである。

渡辺康平副委員長

先日の県内調査で各振興局の令和5年度県税収入見込みについて調査した結果、中通りと浜通りではかなりの差があると実感している。

そこで、令和5年度県税収入見込みの詳細を答弁願う。

税務課長

昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことで、人流等が活発化し景気も回復していることから企業実績も堅調に推移しており、個人消費も伸びているため、特に法人事業税と地方消費税は前年度を大幅に上回る収入となった。令和5年度県税収入は約2,513億1,400万円で、県政史上初めて2,500億円を突破した。

渡辺康平副委員長

県中地方振興局の資料では、管内の観光業が好調に推移しているものの製造業及び建設業が低調であったため令和4年度を下回る見込みであり、調定額は前年度比3億6,600万円の減、収入額は前年度比5億9,000万円の減であったとのことである。答弁内容と資料の記載が一致しないが、どういう状況なのか。

税務課長

まず、法人事業税が伸びている要因を説明する。全県的には、収入金課税の電気ガス供給事業者及び所得課税の精密機械半導体などの製造業の税収が伸びている一方で、それ以外の業種については横ばいか、業種によっては若干下がっている。先ほど委員から中通りと浜通りではかなりの差があるとの指摘があったが、相双地方においては電気、ガス供給業の割合が非常に高く、収入金課税の割合が多いため、法人事業税の伸びが非常に大きいことから、相双地方の税収は他地域と比較して上昇している。



次に、県中地方で税収が減少している要因は、電気、ガス供給事業者が少ないために事業税の伸びが比較的少ないことと、全国と同様に本県における軽油の使用量が減っており軽油引取税が減少していることである。この軽油引取税は、特別徴収義務者、一般的に大規模事業者が納入することになっており、県中地方に軽油取引税を納入する事業者が非常に多いため、軽油引取税の減少幅が大きい。県中地方においては、法人事業税等の増加分よりも、軽油取引税の減少分が大きかったことから、トータルで税収が減少していると分析している。

古市三久委員

県職員の男女別の平均年収額と平均年齢について、それぞれ会計年度任用職員を含んだ場合と含まない場合の差を聞く。

人事課長

県職員の平均給与に係る男女別や会計年度任用職員を除いた数字は手元に用意していないため、後ほど資料を提出する。

高宮光敏委員長

ただいまの資料について、委員会に提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、7月2日までに15部提出願う。

古市三久委員

会計年度任用職員は、1日当たり7時間45分で週38時間45分勤務のフルタイムと、1日当たり7時間40分未満のパートタイムの職員がいる。令和6年度の会計年度任用職員1,479名のフルタイムとパートタイムの内訳と女性の数を聞く。

人事課長

会計年度任用職員1,479名のうち、フルタイムは109名、パートタイムは1,370名で、男性は766名、女性は713名である。

古市三久委員

パートタイムの会計年度任用職員1,370名の男女比を聞く。

人事課長

男性が743名、女性が627名である。

古市三久委員

パートタイムの会計年度任用職員は退職時に退職金が支払われないと認識している。公務員は雇用保険に加入できないため、パートタイムの場合は退職金も出ない失業手当ももらえない状況で非常に格差がある。国の制度であり仕方がないかもしれないが、県はこの点をどう考えているのか。

人事課長

フルタイム会計年度任用職員については、6月以上の勤務で退職手当の支給対象となる。パートタイム会計年度任用職員は、退職手当の支給対象外であるが、雇用保険に加入できるため、退職した場合は雇用保険が給付される制度となっている。

古市三久委員

パートタイムの職員は雇用保険に加入していると理解した。

次に、フルタイム職員の退職金の計算方法と予算措置について聞く。

人事課長

退職手当についても予算措置しており、正職員の計算方法に準じて支払われている。

古市三久委員

2020年に会計年度任用職員制度ができたが、その当時からフルタイムとパートタイムの格差が必ず出てくると指摘されており、実際、本県もそうなっている。本県の令和4～6年度の会計年度任用職員数は1,500人程度で推移しており、正規職員数は5,400人程度であることから、全体の5分の1は非正規職員によって仕事が回っていることになる。非正規職員がいなければ仕事が滞るような状況を解消するためには正規職員を増員するか、フルタイム非正規職員を増やし退職金を払うような雇用を進めていくべきと思うが、その辺りを答弁願う。

行政経営課長

まずフルタイムとパートタイムに分ける考え方について説明する。会計年度任用職員制度ができたときに国から示された考え方に基づき、職務内容や業務量を踏まえ、事務処理に必要な時間数に応じて設定している。具体的には、フルタイム会計年度任用職員は、産休・育児休業、中途退職者の代替として採用している。それ以外の事務補助的な業務については、国の考え方に基づきパートタイムと整理している。

委員から正規職員を増員すべきとの指摘があったが、職員の増員については、東日本大震災以降、正規職員や任期付職員の採用のほか、他県から応援職員を派遣してもらうなど、必要な人員の確保に努めてきたところである。今後とも、復興・創生の進展と新たな行政需要を踏まえながら適正な人員確保に努めていく。

高宮光敏委員長

質問の途中であるが、暫時休憩する。

再開は午後 1 時とする。

(午後 0 時 休憩)

(午後 1 時 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

休憩前に引き続き、一般的事項に対する質問を行う。

質問のある方は発言願う。

古市三久委員

先ほどの行政経営課長の答弁は理解できるが、会計年度任用職員制度の導入時、フルタイムからパートタイムへの切替えなどにより、新しい格差がまた生まれるとの問題が指摘されてきた。その指摘のとおり、退職金を支払わないようフルタイムをパートタイムに切り替えるといった対応もされた。つまり、会計年度任用職員を使い勝手よく使ってよいのかとの問題意識を持っている。非正規雇用の問題は日本全体のあらゆる業種で問題になっており、少子化の原因とも言われる所得格差が発生している。所得が低いと結婚できないため、地方自治体がそのような所得格差を放置してよいのかと私は指摘している。会計年度任用職員制度は国の制度であるからそれでよいとの考えでは駄目だと思う。県として県民の雇用や所得を守るため改善する方向でしっかり進めていく必要があると要望する。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

次に、請願の審査に入る。

なお、本委員会に付託された請願のうち、新規請願25号については、意見書の提出を求める請願であるため、別途審査を行う。

意見書の提出を求める請願を除く2件について、請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

高宮光敏委員長

ただいま朗読させた各請願について、方向づけを尋ねる。

初めに、継続請願11号について各委員の意見を尋ねる。

宮川えみ子委員

採択の方向で願う。

江花圭司委員

継続の方向で願う。

猪俣明伸委員

継続の方向で願う。

水野さちこ委員

継続の方向で願う。

高宮光敏委員長

継続請願11号については意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願12号について各委員の意見を尋ねる。

江花圭司委員

継続の方向で願う。

宮川えみ子委員

採択の方向で願う。

猪俣明伸委員

継続の方向で願う。

水野さちこ委員

継続の方向で願う。

高宮光敏委員長

継続請願12号については、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

なお、採決は7月2日に行う。

以上で意見書の提出を求める請願を除く請願の審査を終わる。

これをもって、総務部の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

(午後 1時 4分 休憩)

(午後 1時 6分 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

これより危機管理部の審査に入る。

この際、本委員会の担当書記に異動があったので紹介する。

議事課齋藤委員会係長である。

政務調査課鈴木主査である。

続いて、先般の人事異動により執行部側に異動があったので、新任者の紹介を願う。

(次長以上の新任者自己紹介)

高宮光敏委員長

以上で紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第18号外2件を一括議題とする。

直ちに、危機管理部長の説明を求める。

危機管理部長

(別紙「6月県議会定例会総務委員会危機管理部長説明要旨」説明)

高宮光敏委員長

続いて、危機管理課長の説明を求める。

危機管理課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

続いて、災害対策課長の説明を求める。

災害対策課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

宮川えみ子委員

危5ページの工事請負契約について、総合評価方式の一般競争入札を行っているが、工事費はやはりこの程度必要になるのか。

災害対策課長

これは総合情報通信ネットワーク更新工事であり、100か所以上において機器の老朽化による更新工事を行うものである。金額は、更新する機材の価格、工事に要する人件費等を積算している。

宮川えみ子委員

市町村の負担について聞く。

災害対策課長

市町村と県が2分の1ずつ負担することになっている。

宮川えみ子委員

各市町村の負担額はどの程度になるのか。

災害対策課長

全体では20億円強を負担することになるため、59で割ると各市町村5億円程度になる。

宮川えみ子委員

市町村の規模による負担基準はあるのか。

災害対策課長

今の答弁した負担金額を訂正する。市町村負担額は合計8億8,500万円を2年で負担してもらう。負担割合は各市町村一律で同額である。

宮川えみ子委員

中核市でも村でも負担は一律なのか。

災害対策課長

市町村の規模によらず一律同額の負担となる。財源は緊急防災・減災事業債を充てているため、市町村の実質負担額は少ないと認識している。

古市三久委員

更新により機能が強化されると思うが、新ネットワークではどう便利になり防災体制に資するのか。

災害対策課長

機器の更新により機能が維持できる。また、現在は第2世代の衛星無線を使っているが、更新後は第3世代を使う計画であり、世代が変わることで雨が降り雲がかかった場合でも通信できるよう改善される。

古市三久委員

各市町村等とネットワークを結ぶわけだが、有線、無線、衛星電話の複数ルートは、どのようになるのか。

災害対策課長

まずは地上の有線がある。今回地上の無線部分が別の通信機械と置き換わり従来の地上無線がなくなるため、今後は地上有線、新しい地上無線、衛星通信の3種類により通信していくことになる。

古市三久委員

新しい地上無線は、これまでとどう違うのか。

災害対策課長

今までの地上無線は、消防、ヘリコプターの連絡、河川雨量推移データを伝達

してきたものであり、この情報が、地上無線を使わなくても既存の通信機器を使うことで対応ができるようになった。

古市三久委員

通信が一番安定しているのは有線であり、無線は天候等に左右されるが、河川の情報はどちらを使うのか。

災害対策課長

河川雨量推移のデータは、携帯電話回線等で対応している。

また、消防防災ヘリコプターの無線は、消防無線、航空無線、航空機用衛星携帯で対応している。

古市三久委員

地震などで情報伝達ができなくなると有線が有効であるが、福島第一原子力発電所事故のときは放射能測定機械が地震で駄目になった。そうした事態に備え、今回整備するネットワークは無線と衛星回線を使うと思うが、災害時にしっかり機能するという理解でよいか。

災害対策課長

委員指摘のとおり、今回整備する機器は災害時にも十分機能すると考えている。

宮川えみ子委員

総合情報通信ネットワークについて、市町村の負担基準は2分の1との答弁であったが、小規模市町村の分を県が負担したらどうか。何かルールはあるのか。

災害対策課長

ルールはない。

宮川えみ子委員

ルールがないということは、県が市町村にも半分負担してもらうことを決めたと理解するが、全国的にも同じ扱いか。

災害対策課長

全国の負担状況については、今手元に資料がない。

宮川えみ子委員

市町村の負担については再検討したほうがよいとの意見である。

古市三久委員

今の件について、国の補助制度はないのか。



災害対策課長

総合通信情報ネットワークの財源は、充当率が100%、交付税措置率70%の緊急防災・減災事業費債である。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

水野さちこ委員

今月12日に土砂災害発生のおそれのある3万8,670か所の追加が発表され、県のホームページへの掲載、市町村の地域防災計画やハザードマップで周知を図る計画であるが、県民一人一人に対してどのように情報共有し被害を防ぐのか。

災害対策課長

現在、自主防災組織活動を推進しており、職員が出向きそれぞれの地域や地区の危険箇所を確認しているほか、現場では災害に合わせたハザードマップを確認しながらマイ避難でどういった対応をすべきかなど、被災を最小限にとどめるための活動を行っている。

水野さちこ委員

箇所が多く大変だと思うが、緊急を要するため早急な対応を求める。

次に、マイ避難推進講習会について、現在までの開催回数と受講者数の実績を聞く。

危機管理課長

先ほどの土砂災害のおそれについての質問に関連するが、危機管理部では福島県防災アプリを3月から公開し、ハザードマップ情報を多くの県民に伝えている。今回、土木部が警戒避難体制の整備を伴う必要性が高い約3万8,000か所を追加し周知した。この情報はハザードマップに反映される前段階のものだが、新たな危険箇所を広く県民に知ってもらうため、防災アプリから土木部砂防課のホームページにリンクを貼り、ワンストップで確認できるようにした。これから出水期を迎える

ことから、県民が早めの避難を判断できるよう取り組んでいる。

次に、マイ避難推進講習会について説明する。昨年度から市町村、各団体と連携しながら災害リスクの高い地域を中心にマイ避難推進員を派遣し、県民一人一人に合った避難計画を作成する講習会を実施しており、昨年度は80回開催し受講者数は1,923名である。今年度は従来の推進員に加え、地域の事情に精通し地域防災サポーターとして登録された防災士に講習会の講師を務めてもらう取組を進めており、180回の開催を目標としている。

水野さちこ委員

防災アプリへのアクセス件数を聞く。

危機管理課長

3月27日のアプリ公開から3か月になるが、6月24日現在のダウンロード数は3万4,053件である。

水野さちこ委員

マイ避難のパンフレットは、土砂災害や水害の危険性など居住地域の状況について具体的に確認でき、県民の避難行動への意識が高まると思う。ぜひとも今年度も講習会開催180回を目指し、多くの県民に参加してもらうことで防災士等が増えていくことを期待する。

古市三久委員

防災士の講習について、昨年度実施したいわき市で今年度は実施しない理由を聞く。

災害対策課長

実施しない理由の詳細は分からないが、県では地域の防災力を上げてもらうため、防災士や地域防災サポーターに向けた研修会を全県下で開催する予定である。

古市三久委員

今年は講習会がいわき市で開催されず不便であり、実施してほしいとの要望も聞いている。いわき市で実施しない理由と、毎年同じ地域で開催できないのであれば隔年実施するなど県の考えを聞く。

災害対策課長

全県下だけではなく、各地域での防災士に向けた研修については今後検討する。今年度いわき市で開催しない理由は、改めてその状況を確認し回答する。

宮川えみ子委員

福島第一原子力発電所の処理水について、明日から今年度3回目の7,800 tを放出するが、今回で海洋放出の開始からちょうど1年になることから、今までのALPS処理水放出量とタンクの減少数を聞く。

原子力安全対策課長

ALPS処理水の放出量について、昨年度は年間約3万1,000 $\text{m}^3$ 、今年度は毎回約7,800 $\text{m}^3$ 放出するため3回目終了後では合計約2万3,000 $\text{m}^3$ であり、昨年度分と合わせると約5万4,000 $\text{m}^3$ である。

タンクの減少数については、昨年度の放出で19基分の処理水が減少したと報告を受けている。タンクの容量は1基当たり1,000 $\text{m}^3$ であり、今年度は1回当たりの放出量は約8,000 $\text{m}^3$ であるため8基分の処理水が放出される計算になる。しかし、ALPS処理水は常に発生しているため、放出した処理水分のタンクが純減するわけではなく、発生する分と放出した分の足し引きでタンクの増減が決まってくる。今年度減少するタンク数は発生量と放出量の両方を計算しなければならない。

宮川えみ子委員

1年間の発生量も把握できると思うが、1年でのタンクの減少数を聞く。

原子力安全対策課長

汚染水の発生量は、昨年度は1日当たり80 $\text{m}^3$ である。一昨年は1日当たり90 $\text{m}^3$ で、おおむね1日当たり100 $\text{m}^3$ 程度の汚染水が発生するものと考えている。

宮川えみ子委員

昨年度、タンクは何基減ったのか。

原子力安全対策課長

タンク19基分の処理水が減少している。

宮川えみ子委員

今回の放出が終わると、目安としてタンクは何基程度減少するのか。

原子力安全対策課長

昨年度はタンクに貯まっていたALPS処理水を放出したが、24基分については今も測定確認用設備として使われているため、処理水を放出した見合い分のタンクが減ったわけではない。昨年、ALPS処理水は19基分の量が減少しているが、純粋に19基のタンクがそのまま減ったということではない。

宮川えみ子委員

タンクの数は一年間減らなかったということか。

原子力安全対策課長

計算上ではALPS処理水は1年間で25基分減るが、実際は汚染水が増えることによりALPS処理水も増えるため、昨年度、純粋にタンクが19基分減っているわけではない。また、昨年度放出したALPS処理水分のタンクは、現在測定確認用設備として使用しているため、処理水の貯蔵量は減っているがタンクの数も減少していない。

宮川えみ子委員

双葉町長などから、タンクがあることでいつまでも風評が続くため、タンクそのものを減らしてほしいとの強い要望があるから質問した。

原子力安全対策課長

昨年度は計算どおりには減っていないが、東京電力の計画によると、2030年度頃までにはタンク解体により5～11万㎡ほどの敷地を確保するとしている。県としても東京電力等に対し、空になったタンクの解体手順や作業方法、中長期的な解体計画を明らかにし、分かりやすく情報発信するよう引き続きしっかりと求めていく。

古市三久委員

ALPS処理水について、発生源からの汚染水は毎年増える一方、発生源対策を行っていないことが問題であり、基本的には汚染水の発生をゼロにすることから出発すべきである。国の問題だから関係ないでは済まされないため、県としての考えを聞く。

これまでALPS処理水を4回放出したが、東京電力の公表によると、29核種のうち半減期が5,730年の炭素14を4億3,000Bq、半減期1,570万年のヨウ素129、半減期21万年のテクネチウム99はそれぞれ相当な量を放出している。放射性物質ごとの濃度限度は環境省が「告示濃度限度」を定めているが、総量規制がない。各核種の告示濃度限度は、1ℓ当たり炭素14は2,000Bq、ヨウ素129は9Bq、テクネチウム99は1,000Bqで、ヨウ素129は告示濃度限度値の700万倍、テクネチウム99は同3.2万倍、炭素14は同21.5万倍を海に放出している。

海はつながっているわけだから韓国や中国、南の島国でも処理水の放出には反対であり、濃度規制の700万倍もの放射性物質を含む処理水が30年も放出されるとど

うなるのか、総量規制をしないことについて県、国は放置してよいのかが問われる。もともと原子力発電所では放射能を全く出さないと聞いてきたが、実際は冷却水に混じり取り除けないトリチウムをはじめ、除去対象60数核種の中で測定・評価対象の29核種が東京電力の計測結果により検出され、量もかなりあるということも分かった。本県は総量規制について国にきちんと求めていくべきであると思うが、県の考えを聞く。

原子力安全対策課長

A L P S 処理水のもととなる汚染水の発生量について、昨年度の実績は1日当たり約80m<sup>3</sup>である。国が定める中長期ロードマップに定める目標は2025年以内に1日当たり100m<sup>3</sup>以下となっているため目標は達成されているが、委員指摘のとおり、A L P S 処理水のもととなる汚染水の発生量を低減させることは重要である。国と東京電力に対しては、中長期ロードマップの目標達成はもとより、さらなる低減に向けて様々な知見や手法を活用し、原子炉建屋等への地下水や雨水の抜本的な流入抑制対策を実施するよう引き続き強く求めていく。

総量規制については、人や環境に影響を与えることのないよう国が定めた放射性物質の濃度基準値を満たした上で放出することが認められている。

県では、国の基準値を満たした上でA L P S 処理水が放出されるよう廃炉安全監視協議会等を通じて厳しく監視していく。

古市三久委員

福島第一原子力発電所6号機の使用済み燃料プールの冷却停止事故については、電気のショートが原因であるとのことだが、ボルトで固定したボックスの中には、通常、ショートしないよう養生してあるはずである。幅3cm、長さ40cmの金属片が接触しショートしたことについて、県はどう考えているのか。

原子力安全対策課長

委員指摘のとおり、通常であれば母線に絶縁処理が施されており、母線同士が接触してもショートしない。しかし、今回の事故は近くに落ちていた金属片がショートに関与したと推定され、金属片が落ちていた原因やショートに至るメカニズムなどについて現在東京電力が調査を進めている。

古市三久委員

幅3cm、長さ40cmの金属片は溶けていたのか、それとも溶けずに正常な状態だっ

たのか。

原子力安全対策課長

金属片は原形をとどめていたが、少し曲がっていたことを確認している。

古市三久委員

ショートした部分はかなり溶けているはずであり、金属片が原型をとどめていたとは考えにくいですが、県はその点を確認しているのか。

原子力安全対策課長

現在、東京電力では金属片が母線と接触してショートしたのか、または何か別な原因でショートし、その際に発生したアークなどによってその金属片が発生したのか、そうした全ての可能性を含めて調査が進められている。さらには、成分分析による金属片の発生由来の確認調査も進めている。県ではショートした箇所の写真によって、金属片は溶けておらず曲がっていたことを確認した。

古市三久委員

ボルトで固定されているボックスの中でショートしたが、金属片が溶けずに残っていたことは非常に不可解で理解できない。同様に、今年4月の作業員の感電事故もなぜ起きたのかよく分からない。原子力発電所で作業員に対し配線箇所や危険箇所を指示書できちんと示さないまま工事を行うことは言語道断であり、東京電力の体制は非常に問題がある。廃炉安全監視協議会でも様々な議論をしていると思うが、県としてきちんと東京電力に申入れを行うべきである。

停電事故では、該当箇所の特定制までどの程度の時間を要したのか。

原子力安全対策課長

東京電力が冷却停止から母線が入っているダクトを見つけるまで3時間を要した。

古市三久委員

アラームの仕組みそのものの問題だと思う。停電が発生しブレーカーが落ちた場合、制御盤で発生ルートが分かるはずであり、煙感知器なども付いていると思うが、なぜ事故発生源の特定に3時間も要するのか理解できない。管理体制を抜本的に見直していかないと大変なことになる。

原子力安全対策課長

発電所内の高圧母線に係る電圧などの監視については、免震重要棟の集中監視室

で行っており、今回の停電に際して異常箇所は速やかに特定できた。しかし、高圧母線は6号機タービン建屋の天井に地上から約10mの高さにある金属製ダクトに入っていた。下から見るだけでは異常を発見できないため、足場を組み上から目視で焦げた箇所を確認するまで時間を要したと東京電力から聞いている。

古市三久委員

例えば、原子力発電所が運転状態だった場合、異常箇所の確認にそれほどの時間がかかることは極めて問題だと思う。使用済み燃料棒はかなり冷却されている状況であったため問題はなかったが、様々なセンサーを使って集中管理するなど、同様の事故が発生しても直ちに異常箇所が分かるような防災体制を5号機も6号機も含めて東京電力に求めないと駄目だと思うが、その点についての考えを聞く。

原子力安全対策課長

今回の事故は使用済み燃料プールの冷却が10時間停止した重大な事態である。県としては、東京電力に対して、冷却が停止してから再開されるまで使用済み燃料プールの水位や水温を監視するなど、安全が確保されていることを確認するとともに、速やかに冷却を再開するよう対応を求めた。

東京電力においても、使用済み燃料プールの水位や水温を確認し、安全な状況のもとで電源を復旧した。今回、非常用発電機が作動したが、常用電源の復旧によって使用済み燃料プールの冷却ポンプを動かすための関連施設、設備の点検を実施し、安全に再起動ができることを十分に確認した上で18時19分に冷却が再開された。

県としては、県民の安全を確保するために、引き続き東京電力の取組を厳しく監視していく。

古市三久委員

答弁内容は理解したが、ショート箇所を速やかに特定できない仕組みが問題であり、センサーや監視カメラ設置などの対策が必要であると思うが、県の考えを聞く。

危機管理部長

今回、使用済み燃料の冷却については重大な事象にまで至らなかったが、電源のショートや電源停止による使用済み燃料プールの冷却停止など、県民に不安を与えるようなことはあってはならない。

県としては、東京電力に対し、再発防止の徹底と安全管理体制の構築について繰り返し強く求めてきたが、委員の意見も踏まえて今後もしっかりと求めていく。

古市三久委員

危機管理部長が述べたように、よろしく願う。

次に、先ほどの汚染水発生の抑止について、廃炉に向けたロードマップは継続的な見直しを図ることになっているが、5年間見直しが行われていないため、国に対してロードマップの見直しをしっかりと求めていく必要があると思うが、県の考えを聞く。

原子力安全対策課長

ロードマップについては、委員指摘のとおり近年見直されていない。福島第一原子力発電所の廃炉については、現時点でまだ原子炉内部の正確な状況、燃料デブリの取り出しや一時保管の方法、県外処分の在り方などが明確になっていない。県としては、これまでも国に対して、廃炉に向けたプロセスを一つ一つ具体的に精査し、より精緻なロードマップをつくり上げるよう求めてきたところであり、引き続き求めていく。

古市三久委員

国と東京電力は、福島第一原子力発電所を40年で廃炉にするため、ALPS処理水は海に放出し、タンク解体後の場所を確保して廃炉作業ができるようにすると述べている。しかし、課長が述べたとおり、デブリの取り出し方法が分からず、技術的な確立もされておらず、燃料デブリをどう保管、処理、処分するかも決まっておらず、廃炉の最終的な姿も決まっていない状況の中、廃炉期限のみが決まっている。

東京電力は何年か先に地下水の流入を少しずつ減らしていくとしているが、早急に行うよう要望すべきである。今は緊急事態宣言中であるため、廃炉を進める方法や最終形の方向性について県民に示していかなければ不誠実だと思う。これらの点について、県の責任で国に求めてもらいたいと思うが、どうか。

原子力安全対策課長

汚染水の発生量低減については、今後も国に対して抜本的な流入抑制対策を求めていく。

次に、廃炉できるかについては、やはり福島第一原子力発電所の廃炉が安全かつ着実に進められることが本県復興の大前提となるため、国と東京電力に対しては、中長期ロードマップに基づき、2051年までに廃炉を完遂するよう引き続き求



めていく。

古市三久委員

課長の言ってることは夢物語である。何十年たってもスリーマイル島原子力発電所やチョルノービリ原子力発電所も廃炉に至っていないことから、福島第一原子力発電所はそんなに簡単に廃炉できないと思う。まずは、汚染水の発生を止めること、ロードマップをきちんとつくり直すこと、それを県民にしっかりと明示することが県の役割だと思うので、しっかりした取組を願う。

宮川えみ子委員

前の質問の続きだが、ALPS処理水の放出から1年たってもタンク数は減少していないとの理解でよいか。

原子力安全対策課長

ALPS処理水は約5万4,000m<sup>3</sup>放出されているが、その放出分が単純にタンク数の減少にはつながらない。

宮川えみ子委員

タンクは見たところ減っていないということか。

危機管理部政策監

先ほども述べたが、ALPS処理水は約5万4,000tの放出により減少したが、新たに処理水が1日80t程度増えているため、放出と増加の差分は減っている。東京電力の計画では今年度中にタンクの解体に着手するため、今後、目に見える形でタンクは減っていくと考えている。

宮川えみ子委員

要するに現時点ではタンクの数には減っていないということか。これからタンクの解体作業が始まるが、流入量は去年の雨の少ない時期でも1日80tだったため、古市委員が述べたようにとにかく汚染水の発生を減らしていくのは命題だと思う。放出前までは国も東京電力も様々な発言をしていたが、何度か放出した後はもう終了したような雰囲気が非常に強いと思うため、やはり、ゼロに近い数字にする期限などの具体の計画を立てさせるべきだと思う。私たちも学者が言っている様々なことを提言しているが、ただ漏れ状態を続けている状況が非常に不信感を招いている。特にトリチウムに焦点が絞られているが、ごく微量であっても、非常に長い時間様々な放射性物質が存在し、半減期が30年や50年のものを流し続けることを県民は非

常に心配している。本県の風評にもなり、住民がなかなか帰還できない状況にある。

期間に幅があったとしても、汚染水の増加量をいつまでにどの程度減らしていくかとの計画を立てさせるべきと思うが、どうか。

原子力安全対策課長

A L P S 処理水のもととなる汚染水の発生量を低減させることは大変重要であり、先ほどから説明しているとおおり、現在、中長期ロードマップの目標は達成しているものの、さらなる低減に向けて様々な知見や手法を活用し、原子炉建屋等の地下水や雨水の抜本的な流入対策を求めている。東京電力では、中長期ロードマップの目標達成はもとより、2028年度までに1日当たり50～70m<sup>3</sup>程度に抑制する計画を立てている。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、危機管理部の審査を終わる。

執行部退席のため、暫時休憩する。

(午後 2時16分 休憩)

(午後 2時17分 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案4件を一括議題とし、審査及び方向づけを行う。

議員提出議案の件名のみ、書記に朗読させる。

(書記朗読)

高宮光敏委員長

初めに、議員提出議案第37号について、各委員の意見を尋ねる。

江花圭司委員

可決の方向で願う。

猪俣明伸委員

可決の方向で願う。

水野さちこ委員

可決の方向で願う。

宮川えみ子委員

可決の方向で願う。

高宮光敏委員長

議員提出議案第37号は、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第38号について、各委員の意見を尋ねる。

江花圭司委員

可決の方向で願う。

猪俣明伸委員

可決の方向で願う。

水野さちこ委員

可決の方向で願う。

宮川えみ子委員

可決の方向で願う。

高宮光敏委員長

議員提出議案第38号は、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第39号について、各委員の意見を尋ねる。

江花圭司委員

可決の方向で願う。

猪俣明伸委員

可決の方向で願う。

水野さちこ委員

可決の方向で願う。

宮川えみ子委員

可決の方向で願う。

高宮光敏委員長

議員提出議案第39号は、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出継続審査議案第21号について、各委員の意見を尋ねる。

宮川えみ子委員

可決の方向で願う。

江花圭司委員

否決の方向で願う。

猪俣明伸委員

否決の方向で願う。

水野さちこ委員

否決の方向で願う。

高宮光敏委員長

議員提出継続審査議案第21号は、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、議員提出議案の審査を終わる。

次に、意見書の提出を求める請願の審査に入る。

請願調書の件名のみ、書記に朗読させる。

(書記朗読)

高宮光敏委員長

新規請願25号については、さきに審査した議員提出議案第37号に関連していることから、採択の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、意見書の提出を求める請願の審査を終わる。

なお、採決は7月2日に行う。

本日は、以上で委員会を終わる。

明6月28日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、人事委員会事務局、出納局、監査委員事務局及び議会事務局の審査である。

これをもって散会する。

(午後 2時20分 散会)